

# 高齢者虐待防止のための指針

令和6年10月

医療法人はなまる

はなまるクリニック

## 1. 基本方針

はなまるクリニックの職員は、高齢者の人権を尊重し、高齢者虐待は人権侵害且つ犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づいて作成した本指針に従って業務に当たる。また、院内の高齢者虐待防止委員会が中心となって、職員への研修を実施し、高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応ができるよう努める。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷を生じ、もしくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく高齢者の身体を拘束すること。例としては、殴る、蹴る、たばこを押し付けて火傷を負わす、熱湯を飲ませる、食べられない物を食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等の行為が値する。

### (2) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。例として、性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や画像をみるように強いる、治療目的以外で裸の写真や映像を撮るなどの行為が値する。

### (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、拒絶的対応または不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと。例としては、「〇〇すると食べさせない」などの脅迫、「何度言えばわかるの」など心を傷つける言動、高齢者を子ども扱いするなど自尊心を傷つけること、馬鹿にする、無視する、差別的な対応をするなどが値する。

### (4) ネグレクト

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止委員会の設置、虐待防止および早期発見への組織的対応

### (1) 虐待防止検討委員会の設置

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会として、「はなまるクリニック高齢者虐待防止委員会」を設置する。

### (2) 委員会の構成

委員会の構成員は以下の4名とする。

委員長（責任者）：医師      副委員長：看護師      委員会員：事務、救命士

### (3) 委員会の開催

高齢者虐待防止委員会は、年1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

### (4) 委員会における検討事項

高齢者虐待委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定する。

- ① 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事。
- ② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- ③ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事。
- ④ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
- ⑤ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見人制度の活用に関する事。
- ⑥ 虐待発見時の対応に関する事。
- ⑦ その他人権侵害、虐待防止に関する事。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する方針

##### (1) 定期開催

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな対応のため、職員研修を年1回実施する。

##### (2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員オリエンテーションの中で、虐待防止を図るための研修を実施する。

##### (3) 研修内容

研修内容は、以下を基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定める。

- ① 虐待防止に関する基礎的内容の知識
- ② 本指針および「虐待防止対策マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待等に関する相談・報告・通報の方法
- ④ 委員会の活動内容および委員会における決定事項

##### (4) 研修記録

研修の実施内容は、委員会において記録し保管する。

#### 5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

##### (1) 市区町村への通報

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括センターまたは川崎市の窓口連絡する。また、養護者による虐待である場合にも同様に対処する。なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応する。

【各区等への通報窓口】

<川崎市>

- 中原区役所 地域みまもり支援センター 高齢・障害課 TEL: 044-744-3217
- 高津区役所 地域みまもり支援センター 高齢・障害課 TEL: 044-861-3255
- 宮前区役所 地域みまもり支援センター 高齢・障害課 TEL: 044-856-3242
- 幸区役所 地域みまもり支援センター 高齢・障害課 TEL: 044-556-6619

区	地域包括支援センター	電話番号
中原区	すみよし	044-455-0980
	こだなか	044-798-2332
	ひらまの里	044-544-4012
	みやうち	044-740-2814
	いだ	044-751-6661
	とどろき	044-281-3666
高津区	わらく	044-799-7951
	すえなが	044-861-5320
	陽だまりの園	044-814-5637
	溝口	044-820-1133
	ひさすえ	044-797-6531
	樹の丘	044-820-8401
	リ・ケア向ヶ丘	044-865-6238
宮前区	みかど荘	044-777-5716
	鷲ヶ峯	044-978-2724
	富士見プラザ	044-740-2883
	レストア川崎	044-976-9590
	フレンド神木	044-871-1180
	宮前平	044-872-7144
	ビオラ宮崎	044-948-5371
幸区	幸風苑	044-556-4355
	夢見ヶ崎	044-580-4765
	かしまだ	044-540-3222
	じゃんぐりら	044-520-3863
	みんなと暮らす町	044-520-1905
	さいわい東	044-555-1411

<横浜市港北区>

- 港北福祉保健センター 高齢・障害支援課 高齢・障害係 TEL: 045-540-2317
- 高齢者支援担当 TEL: 045-540-2327

区	地域包括支援センター	電話番号
港北区	新吉田地域ケアプラザ	045-592-2151
	篠原地域ケアプラザ	045-423-1230
	高田地域ケアプラザ	045-594-3601
	下田地域ケアプラザ	045-563-9081
	日吉本町ケアプラザ	045-566-0360

<東京都大田区>

区	地域包括支援センター	電話番号
大田区	地域包括支援センターやぐち	03-5741-3388
	地域包括支援センター田園調布	03-3721-1572

(2) 院内での報告及び対応

虐待が発生した場合や、虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに高齢者虐待委員会に報告する。報告の方法や報告する委員会メンバーは問わず、匿名で報告することも可能とする。報告を受けた委員会メンバーは、「高齢者虐待通報書」を作成し、委員長に報告する。

虐待の報告を受けた委員長は、速やかに下記の対応または対応の指示を行う。

- ① 当該高齢者の心身状況の確認・安全確保
- ② 行政への通報有無の確認、および必要と思われる場合の通報
- ③ 法人幹部、家族等への報告（第一報）
- ④ 関係職員、関係事業所等への事実確認
- ⑤ 高齢者虐待防止委員会の臨時開催及び原因の調査・分析、事後対応、再発防止策の検討と決定
- ⑥ 事後対応および再発防止策の周知
- ⑦ 関係者、関係事業所への報告
- ⑧ 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

(3) 成年後見人制度の利用支援

被虐待高齢者の生命や身体、財産の保護を目的とし、本人の判断能力や親族関係を勘案し、正当な代理人の選任、本人の意思と権利を尊重した支援である成年後見人制度の利用につなげる。担当ケアマネージャーに連絡をし、成年後見人制度とその他の権利擁護事業について、患者・家族へ説明し、その求めに応じて、各担当区役所及び各区社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介してもらうよう依頼する。また、擁護者による虐待が疑われる場合においては、委員会が直接各区役所等に連絡し対応について相談する。

(4) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、当院の高齢者虐待防止委員会メンバーにおいて対応する。

6. 高齢者虐待の早期発見への取り組み

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくとも、高齢者の様子の変化を察知し、実態の確認や責任者等への報告を早期に行うことが重要。虐待は些細な行為からエスカレートする傾向があることを認識し、日ごろから職員全員が患者、家族、施設スタッフ等とコミュニケーションを図り、虐待の早期発見に努める。

## (2) 虐待発見時の早期対応

虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、患者の安全、安心の確保を最優先にし、誠意ある対応や説明をする。患者、家族に十分配慮し、被害者のプライバシー保護を大前提としながら、速やかに高齢者虐待委員会に報告し、行政に通報、相談する手続きをとる。さらに、委員会において、発生要因を十分に調査、分析し、再発防止に向けて組織としての体制強化、職員の意識啓発の徹底を図る。

## (3) 職員が留意すべき事項

職員は、当院の理念に基づき、患者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために以下の事項に留意する。虐待事案の発生は、患者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識し行動する。

### ア. 意識の重要性

① 常に患者の人格や権利を尊重すること

② 職員は、患者にとって支援者であることを強く自覚し、患者の立場に立った言動を心がけると

③ 虐待に関する受け止め方には、患者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること

### イ. 基本的な心構え

① 患者との人間関係が構築されており、親しい間柄だと独りよがりと思込まないこと

② 患者が職員の言動に対し、虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと

③ 患者本人は、心理的苦痛を感じていても、それを訴えることや拒否することができない場合もあることを認識すること

④ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと

⑤ 虐待や虐待を受けている疑いのある患者について見聞きした場合は、患者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うと同時に、上司または虐待防止委員会に速やかに報告すること

⑥ 職場内の虐待に関わる問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つと同時に、上司や虐待防止委員会への報告は、職員の義務であることを認識すること

## 7. 本指針の閲覧

本指針は、患者や家族の求めに応じていつでも閲覧可能であり、当院ホームページでも公表する。